

【日程と会場】

8月8日(水) 9:00～16:00	仙北市役所西木庁舎 1F 第1会議室
8月9日(木) 9:00～19:00	
8月10日(金) 9:00～16:00	角館交流センター 第1研修室
8月16日(木) 10:00～19:00	
8月17日(金) 10:00～19:00	角館交流センター 第2研修室
8月20日(月) 9:00～16:00	
8月21日(火) 9:00～16:00	仙北市役所神代出張所
8月22日(水) 10:00～19:00	田沢湖総合開発センター
8月24日(金) 9:00～16:00	(田沢湖庁舎隣り) 1F 大集会室

※詳細は、郵送済みの通知をご覧ください。

児童扶養手当現況届を提出してください

児童扶養手当の受給資格がある方は、支給要件の確認のために毎年8月中に現況届を提出する必要があります。提出がない場合は、8月分以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。



平成24年8月から、配偶者からの暴力(DV)被害者に対する児童扶養手当の支給要件が一部改正されます

平成24年8月から、児童扶養手当の支給要件に、配偶者からの暴力(DV)で「裁判所からの保護命令」が出された場合が加わりました。児童扶養手当を受給するためには、市へ申請が必要です。支給対象となる方は、お早めに手続きをしてください。
※8月1日に支給対象となった方は、8月中に申請すれば、8月分から受給できます。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

支給要件は？

- 次の①～⑨のいずれかに該当する子どもについて、母、父または養育者が監護等している場合に支給されます。
- 1 父母が婚姻を解消した子ども
 - 2 父または母が死亡した子ども
 - 3 父または母が一定程度の障害の状態にある子ども
 - 4 父または母が生死不明の子ども
 - 5 父または母が1年以上遺棄している子ども
 - 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども(新規)
 - 7 父または母が1年以上拘禁されている子ども
 - 8 婚姻によらないで生まれた子ども
 - 9 棄児などで父母がいないか明らかでない子ども
- ※この他の支給要件もあります。支給要件に該当するかについては、市にご相談ください。

手当額(月額)とは？

受給資格者(ひとり親家庭の母や父など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。
※個々の手当額については、市にお問い合わせください。

- ◆子ども1人の場合(平成24年4月～)
 - 全部支給 4万1430円
 - 一部支給 4万1420円～9780円
- ◆子ども2人以上の加算額
 - 2人目 5000円
 - 3人目以降 1人につき3000円

今回の改正により新たに受給するためには？

- 児童扶養手当を受給するためには、市へ申請が必要です。
- ◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、8月1日に支給対象となった方が8月中に申請をした場合、8月分の手当から支給することができます。⑥の支給要件に該当する方は、お早めに市にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。
 - ◆手当の支払いは、4月、8月、12月の3期に、それぞれの前月までの分が支払われます。このため、8月分の手当は、12月に支払われます。

児童手当現況届の提出はお済みですか？

●対象/児童手当を受給している方
※現況届の提出がなければ、6月分以降の手当を受けることができません。お忘れの方は速やかに提出してください。

特別児童扶養手当所得状況届を提出してください

特別児童扶養手当の受給資格がある方は、支給要件の確認のために下記受付期間中に所得状況届を提出する必要があります。提出がない場合は8月分以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

●受付期間 8月11日～9月10日

※詳細は、郵送済みの通知をご覧ください。



●問い合わせ先

子育て推進課 家庭援護係 ☎ 43-2280